



## 税 の お 話

**名古屋税理士会 名古屋東支部**

〒461-0025 名古屋市東区徳川一丁目15-30名古屋リザンビル内三菱東京UFJ銀行東支店3階  
TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329

# 税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

東区民の皆様、名古屋税理士会名古屋東支部の水野博信でございます。

東区に事業所を置く私たち税理士は、広報紙「翼」によって区民の皆様に税に関する情報を提供し、また私たちの活動を紹介してまいりました。今回で7回目の発行になりました。1年に1度の発行ですが、区民の皆様が楽しくご覧になられることを願っています。

東区はご存じのとおり、歴史文化の町、経済の町、また教育の町として市内でも特異な地域です。東区内にある名古屋市の芸術創造センターや愛知県の芸術文化センターでは芸術文化にあふれた様々な催事があります。日本を代表する大企業では多くの従業員が仕事をし、商店街には地元に住む方々が集います。また東区には多数の高校があり、昼間は若い学生が勉強に励んでいます。私たち税理士はこの東区の発展のため、また区民の皆様の生活向上のために税に関する仕事以外にも様々な活動を行っています。

私たち税理士は「租税教室」を通じて東区の小中学生・高校生と毎年交流をしています。また、毎年10月に開催される「ひがし区民まつり」にはブースを設置し、ちびっ子向けのゲームを楽しんでいただいている。区民の皆様との交流により私たち税理士を暮らしのパートナーとしていただければ幸です。私たち税理士は、税の専門家として地域の皆様のあらゆる税に関するご相談にお答えし、地域に貢献してまいります。

どうかよろしくお願ひいたします。

名古屋税理士会名古屋東支部  
支部長 水野 博信



## 税理士会名古屋東支部の紹介・行事

私たち、「名古屋税理士会 名古屋東支部」は、東区内に税理士事務所を構える227名の会員により構成されています。東区民の皆様に、税に関してより知識と理解を深めていただき、また税理士を身近に感じていただくために、様々な行事・活動を行っております。

日頃の活動として、税務相談所を開設し小規模事業者の方々の記帳指導などを行っています。

年間行事として、10月の「なごやかまつり・ひがし」に出展、11月中旬の税を考える週間にイオンナゴヤドーム前ショッピングセンターで行う無料税務相談会、1月を中心に16の学校において「租税教室」の開催、2~3月に「確定申告期における無料税務相談」の開設を行うことにより、区民の皆様のお役に立つべく活動を行っております。

### 平成23年度東支部開催の行事

● 平成23年10月16日(日)  
東区民まつり

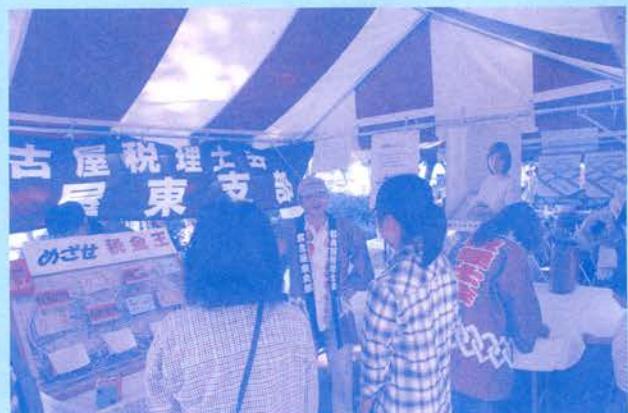
記／早川 智央会員

名古屋税理士会名古屋東支部では、「地域社会に税の普及をはかり、税理士の活動を周知するため」の支部運営方針に基づき、平成18年より東区区民まつり（なごやかまつり・ひがし）に参加しています。

昨年も10月16日（日）秋晴れの下、建中寺公園にて「税理士とふれあおう！」をテーマに掲げ、6回目の参加をさせて頂きました。

私ども税理士は、区民まつりを、開催時間は短いながらも区民の皆様と接し、税理士の存在や税金について知って頂く貴重な場と考えています。

ブースの出展内容ですが、前年同様、税金クイズやじゃんけんを交えた「すごろくゲーム」を行いました。約30分参加待ちの長蛇の列ができるくらいの盛況で116名の方に参加して頂き、ゲームや賞品の内容に喜んで頂くことができました。

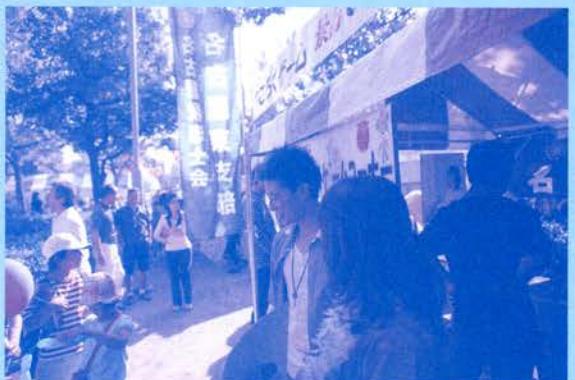




ブース内の活動とは別に第6号「税理士新聞」を作成し、配布いたしました。第3号から第6号までの「税理士新聞」は当支部のホームページに掲載してありますので、どうぞご覧ください。

<http://www.tax-higashi.jp/>

さらに恒例になりました我が支部ウクレレ隊（衣浦一番）が中央ステージにて演奏を披露しました。



ご観覧頂いた方から「税理士さんやるねー！」、「税理士さんのイメージが変わった！」等のお声をお寄せ頂きました。尚、この衣浦一番は平成24年3月18日（日）午後1時より名古屋市芸術創造センターで開催される東区区民まつり実行委員会主催「夢ステージ・ひがし」に参加いたしました。日々練習に励んでいますので、区民の皆様、演奏を見にきて下さい。

今秋もこの区民まつりに出展を予定しています。我々は、昨年以上に区民の皆様が少しでも税理士を知って頂き、ブースを楽しんで頂けますよう努めて参ります。



一般的に税理士と言えば、企業や個人経営者の依頼を受けて、税務申告や各種税務相談を受けたりすることが主な仕事のように思われていますが、社会貢献活動の一つとして、地域の皆様に向けた活動等（無料税務相談会、租税教室の開催、会報紙の発刊等）にも力を注いでいます。

これらの中で、租税教室とは我々税理士が、地域の各学校等に出向き、租税に関する授業を行うもので、その目的は、子供たちに租税の意義、役割、機能、仕組みなどについて正しい知識と理解を持ってもらうことにあります。

我々東支部は、租税教室の取り組みを積極的に進めていこうと、平成18年度から東区内にある小学校をはじめ中学校や高等学校においてもこの租税教室の授業を受け持たせていただいており、担当講師が、それぞれのパーソナリティーを活かしながら独自のフリップや税に関するアニメビデオなどを教材として、税を楽しくわかりやすく説

# 租税教室

税金のこと、知つて  
東区の 小学校

## 葵小学校

平成23年12月6日 火曜日



担当講師／片山 映理子 会員

## 筒井小学校

平成23年12月15日 木曜日



担当講師／宇佐美 貞幸 会員

## 砂田橋小学校

平成24年1月18日 水曜日



担当講師／安藤 宣貴 会員

## 山吹小学校

平成24年1月18日 水曜日



担当講師／佐野 誠彦 会員、大島 久直 会員

## 旭丘小学校

平成24年1月20日 金曜日



担当講師／宇佐美 貞幸 会員

## 東桜小学校

平成24年1月20日 金曜日



担当講師／岡村 芳恵 会員

## 愛知学院大学

平成23年7月15日 金曜日



担当講師／鈴村 明己 会員

## 「租税教室」を終えて

“もしも税金が無くなったら、どんな世界になると思う？”そんなビデオを映して租税教室は始まります。大人でも一寸見てみたい気がしますよね。「税金」というテーマで小学生・中学生・高校生向けに授業をするというのは、少し難しく思われるかもしれません。しかし、現代では税金の話が新聞やインターネットに載らない日は無く、その分生徒達の知識も疑問も大きく膨れ上がっています。“消費税ってやっぱり上がるの？いつから？”“世界中でお金の無い国がたくさんあるみたいだけど、それってどういう事？日本は平気なの？”

すぐには答えずに私たちから質問を投げかけます。「君達が学校に通うのにたくさんの税金が使われているんだ。もしそのお金でゲームを買ったら何本買えると思う？」とか「消費税が上がりそうだね。その時、君たちは何才になっているかな？高校生？大学生？働いてる？」とか。「日本でもやっぱり税

明することに努めています。

また、最近特に小学校の租税教室においては、今話題になっている消費税の増税の問題や国債発行残高の増加、将来の少子化対策など税が関係する社会問題にも関心が高く、質問等も多くあり担任の先生からは、租税教室で学んだ内容などを中心として、後に時間をとてクラスで話し合いをしてみたいという学校もあり、租税教室も以前と比べより積極的に内容の深いものになってきたように思います。これからも、子供たちが少しでも税に関心を持つきっかけになるよう短い授業の中で我々税理士にできることを考えていきたいと思います。



## もらひにボクらが行きます！

### 中学校

### 高等学校

### 大学



#### 矢田小学校

平成24年1月24日 火曜日



担当講師／後藤 由里 会員、三村 雄一 会員、  
佐藤 昌哉 会員

#### 富士中学校

平成23年7月14日 木曜日



担当講師／川島 潤 会員、安藤 宣貴 会員、  
溝口 雅久 会員、和田 義雄 会員

#### 金城学院高等学校

平成23年7月11日 月曜日



担当講師／野々山 浩 会員

#### 桜丘中学校

平成23年7月4日 月曜日



担当講師／川島 潤 会員

#### 名古屋中学校

平成23年11月 9日 水曜日



担当講師／和田 義雄 会員、溝口 雅久 会員

平成23年11月14日 月曜日



担当講師／安藤 賢史 会員、野々山 浩 会員、

#### 愛知商業高等学校

平成24年1月24日 火曜日



担当講師／川島 潤 会員、鈴村 明己 会員

記／和田 義雄 会員

金は足りてない。足らない分はどうしていると思う？このままだと君たちが大人になった時どうなるかな？」新聞の中の話がいきなり自分たちの頭上に降りかかったような感覚におそわれながら、でも生徒たちは真剣に考えてくれます。

一時間足らずの時間で税金の全てを伝える事はできませんが、ご家庭での夕飯時に「今日、授業で税金の話を聞いたよ。」とか、新聞を開いた時に「これ、授業でやった話だ。」と思い出してもらえれば、私達も汗をかきながら話をした甲斐があると思っています。

これからも毎年継続して開催していきます。せっかくですから、なるべくたくさんの人間に聞いてもらいたいと思っています。これからも、よりよい租税教室をめざして一同がんばって参ります。

#### 上記以外の開催学校

平成24年1月27日(金)

#### 明倫小学校

担当講師／栗本 知弥 会員

平成24年2月2日(木) (雪のため中止)

#### 愛知教育大附属名古屋小学校

担当講師／和田 義雄 会員

平成24年2月17日(金)

#### 矢田中学校

担当講師／野々山 浩 会員 長坂 仁志 会員  
岡村 芳恵 会員 片山 映理子 会員

# 寄附金と税金

確定申告

所得税・贈与税の申告・納税は3月15日(月)までに

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に広い範囲で甚大な被害が発生しました。

被災された皆様には心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

この震災に関連して、寄附金を支出された方も多いことと思います。

従来から、個人が一定の寄附金を支出した場合には、確定申告により所得から一定額を控除することができましたが、平成23年3月11日～平成25年12月31日の間に支出した震災関連寄附金については、控除できる限度額が拡充されました。

◎震災関連寄附金所得控除額は下記のとおりです。

**所得控除額 = (震災関連寄附金額 - 2,000円)**

→ 所得金額の80%が限度

また、一定のNPO法人に対する震災関連寄附金や中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」(特定震災指定寄附金)を支出した場合には、上記の所得控除に代えて所得税額から一定額を控除できる制度もあります。

この場合の控除額は下記のとおりとなります。

◎税額控除額(特定震災指定寄附金)は下記のとおりです。

**税額控除額 = (特定震災指定寄附金額 - 2,000円) × 40%**

→ 所得金額の80%が限度

→ 所得税額の25%が限度

11月16日(水)

11月17日(木)

イオンナゴヤドーム前  
ショッピングセンター

# 区民無料税務相談会を開催しました

税理士による無料税務相談会「税を考える週間」に参加して

記／武藤 岩 会員



今年も名古屋東支部は、「税を考える週間」の名古屋東税務連絡協議会の協賛行事として、無料税務相談会を開催しました。今年は11月16日(水)17日(木)の二日間にわたって、イオンナゴヤドーム前店1階のイベントスペースで延べ4名の相談員を派遣し執り行いました。

私は初日担当、10時からの相談開始でしたが、膨大な資料を持参して朝一番で複雑な相談にみえた方もいて、毎年2月に行なう確定申告向けの無料相談会とは一味違った雰囲気でスタートしました。

午前中は他にも住宅取得資金の贈与、相続時精

算課税、居住用財産の譲渡損失、相続税法の改正等の資産税関係の相談者が多数来場されました。特に今年は震災の影響で、税制改正の時期が変則的になったこともあって、まだ成立していない法案の確認に訪れる方も何人かみました。

また、本年より適用される年少扶養親族に対する扶養控除の廃止も、やはり納税者にはあまり認知されていないことを実感しました。

午後になると、税理士会の幟を見て、フーリと身近な税金・年金・保険等の相談に訪れる方が増え始めました。また当日は日本シリーズの第4戦が隣で開催されるということもあって、夕方になるとドラゴンズのユニフォームを着た人達がたくさん通り過ぎるようになりました。

私は平日にこのショッピングモールを訪れる事はあまりないのですが、この会場は、大変賑やかで集客力があり、相談会場としてはとても適した場所だと感じました。来年もこの会場で広報活動の一環として区民のお役に立ちたいと思いました。

また、今年は残念な結果でしたが、来年もこの地で日本シリーズが行なわれることを祈っています。

今回多くの方々が協力された寄附金や義援金には、国や地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社に対するものほかに、新聞社、放送局、勤務先、団体など多くの支出先があることと思います。

これらのすべてが控除の対象になるわけではなく、対象となる寄附金、義援金の範囲が細かく指定されています。

皆さん協力された寄附金や義援金が対象となるかどうかについては、お近くの税理士にご相談下さい。

また確定申告には領収証等の添付が必要となりますので、確定申告無料相談会場などで相談される場合には、領収証や振込金受領書などを必ずご持参下さい。



# 何気なく見た求人で入った事務所 所長と出会つて税理士になることができた



「天職」とは  
職業が人を選ぶ  
ということ？

名古屋税理士会 名古屋東支部会員



なぜ税理士になったのか…？

よく聞かれます。それに対しての答えはというと「よくわからない」であったり「なんとなく?」となります。今回、改めて考えてみたのですが(考えている時点で違う気はしますが…)それらしい理由としては、性格的に会社員に向いていないと考えていたこと、一生続けられる仕事であること…そのあたりにあったのかもしれません。

学生時代は将来に夢も希望もなく、ただ怠惰な日々を送っていました。そんな学生がきちんと就職できるはずもありません。やりたいことがないから就職しないということが許されるわけもなく、就職しない言い訳のために大学卒業後に専門学校で試験勉強をはじめました。本当に情けない理由だと思います。ただ、特に簿記等の知識があったわけでもないし、幾つも選択肢はあったはずなのに、なぜ税理士試験の勉強を選んだのかは本当にわかりません。

しばらくして、いつも見ない専門学校の掲示板で求人を見つけました。それが今の事務所に勤務するきっかけになり、以来1年間勤めています。今の事務所に勤務し、所長に出会っていなければ税理士になることなど絶対にできなかっただろう。

最近読んだ小説に書いてあったことなのですが、「天職」というのは自分に合った職業という意味ではあるが、もしかしたら職業が人を選ぶということではないのだろうか？

税理士という職業が自分の「天職」だと言い切る自信はありません。ですが、きっかけは情けなくても、様々な偶然や出会い、周囲の方々の支えにより、自分はこの職業に就いているのだということは実感しています。これからは税理士が自分の「天職」と、胸を張って言えるように、周りの方々に感謝の気持ちを忘れず、かつ、専門家としての立場に恥じることのないよう、日々努力していきたいと思っています。

## 税理士のお仕事ってご存知ですか？

税理士は

### ●税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、税務調査の立案などについて代理をします。

### ●e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

### ●税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。

### ●税務相談

税金のことでの困ったとき、わからないとき、知りたいとき、相談に応じます。



名古屋税理士会 名古屋東支部会員



### 父から聞く 税理士の話で 興味を持った



税理士を目指そうと決めたのは大学在学中の就職活動のころでした。もともと私は理系で当時は工業大学の工学部に通っていました。小さいころから機械いじりやパソコンが好きで就職はメーカーを考えていました。それが変わることになった大きな理由のひとつがバブル経済の崩壊でした。就職氷河期に突入した最初の年で就職についてじっくり考え直さざるを得ない状況になっていました。もうひとつの大きな理由は父が会計事務所で事務

員として勤務していたことです。父とは高校、大学と進学するごとに将来の職業について話す中で税理士のことを教えてもらっていて興味を持っていました。そして就職活動を開始しようと情報誌を読みはじめました。しかし求人は激減か全く無い、就職できたとしても先行きが分からぬような状況でしたので興味を持っていた税理士を思い切って目指すことに決めました。

就職は父の勤務していた事務所に、夜と休日は資格学校に通うことにしました。数学は得意だったので計算主体の科目は割と早く合格できましたが税法の科目はなかなか進みませんでした。仕事との両立は想像していたより大変でしたが、なんとか試験に合格し税理士登録することが出来ました。

全く畠違いのところから目指したのですが家族やこの仕事を通じて知り合えた方たちに大変よくしてもらえたおかげで税理士になることが出来ました。これまで知り合えた方々との縁、またこれからも出来ていくであろう縁を大切にして日々励んでいこうと思っています。

# 理系でパソコン好きのメーカー就職希望 氷河期から興味ある税理士を

## 「納税者に代わって税務の仕事をする税の専門家」です

### ●会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。

### ●会計参与

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小企業の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

### ●補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述します。

### ●社会貢献

税理士は、独立した公正な立場で、税に関する専門知識や経験を活かし社会貢献に努めています。「税を考える週間」や確定申告期間における税務支援、租税教育への積極的な取り組み、裁判所の民事・家事調停制度や成年後見制度への参画を行っています。